

# 令和 6 年 9 月 愛 荘 町 議 会 定 例 会

## 議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

(内容)

### 議案第 6 0 号 愛 荘 町 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

改正理由／要旨… 1 頁

新旧対照表 … 2 頁

### 議案第 6 1 号 愛 荘 町 少 年 セ ン タ ー 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

改正理由／要旨… 3 頁

新旧対照表 … 4 頁

### 議案第 6 2 号 契 約 の 締 結 に つ き 議 決 を 求 め る こ と に つ い て

説明資料 … 5 頁



## ●議案第 6 0 号

### 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する理由

令和 5 年に公布された番号法等一部改正法（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行により、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係根拠法令が改正されるため、所要の改正を行う。

### 根拠法令

- ・国民健康保険法
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

### 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の要旨

#### 改正内容

#### 第 1 2 条（罰則）

「第 9 項」を「第 5 項」に、「もしくは虚偽の届出をした場合または同条第 3 項もしくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「または虚偽の届出をした場合」に改める。

### 施行期日

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 愛荘町国民健康保険条例(平成18年愛荘町条例第116号)新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                       | 改正後（案）                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（罰則）</p> <p>第12条 町は、世帯主が法第9条第1項もしくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>もしくは虚偽の届出をした場合または同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> | <p>（罰則）</p> <p>第12条 町は、世帯主が法第9条第1項もしくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>または虚偽の届出をした場合</u><br/> <u>は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> |

# 愛荘町国民健康保険条例改正について

## 【概要】

世帯主が国民健康保険法の規定により被保険者証の返還の求めに応じない場合、10万円以下の過料を科す規定となっていますが、マイナ保険証への移行により、令和6年12月2日以降、**現行の健康保険証は新規発行が廃止されることから、被保険者証返還の旨を削除するものです。**

## 【施行期日】

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

## 【健康保険証とマイナンバーカードの一体化による変更点】

### ①「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の交付

令和6年12月2日から保険証の交付が終了し、保険証利用登録されたマイナンバーカード（以下マイナ保険証）に移行し、以降は健康保険証の代わりに下記の書類を交付します。

|                             |                                                                            |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 資格確認書<br>（マイナ保険証をお持ちでない方）   | 氏名・生年月日、保険者情報等が記載された証で、単体で医療機関に提示することで保険診療を受けられます。                         |
| 資格情報のお知らせ<br>（マイナ保険証をお持ちの方） | 自身の資格情報を確認することができ、マイナ保険証の読み取りができない場合にマイナンバーカードとともに医療機関に提示することで保険診療を受けられます。 |

### ②短期被保険者証・資格証明書の廃止

廃止後も収納対策を引き続き維持するため、一年間以上の滞納期間がある被保険者には、「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」を交付し、特別療養費を償還払いする仕組みへの変更が予定されています。

## 【周知・対応】

- ・保険証年次更新にチラシを同封（7月）
- ・チラシを自治会回覧（9月20日）
- ・町ホームページに掲載
- ・広報あいしょうに掲載（11月号）
- ・マイナンバーカード新規申請の出張受付（10月～）

## 【今後の予定】

|                         |                                                                  |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 令和6年12月2日<br>健康保険証の交付終了 | 再発行を含め、新たな健康保険証は交付されません。<br>※現在お持ちの健康保険証は有効期限（最長令和7年7月31日）までは有効。 |
| 令和7年7月以降 年次更新           | 被保険者に対して「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します。                             |

# 健康保険証と

回覧

## マイナンバーカードが一体化されます

令和6年12月2日から紙の保険証の発行が終了し、**マイナ保険証**（保険証利用登録されたマイナンバーカード（以下、**マイナ保険証**））を基本とする仕組みに移行します。医療機関等での受付の際に、**マイナ保険証**をカードリーダーにかざすことで、最新の公的医療保険の資格状況を確認でき、受診が可能になります。

### 保険証廃止に伴い、どちらかを交付します！



#### 資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方に交付します。医療機関に提示することで、今までどおり保険診療を受けられます。



#### 資格情報のお知らせ

マイナ保険証をお持ちの方に交付します。ご自身の被保険者資格等を簡易に把握でき、マイナ保険証の読み取りができない医療機関等において、マイナ保険証とともに提示することで受診することが可能となります。



### スケジュール

令和6年  
10月

令和6年  
12月2日

令和7年  
7月31日

**健康保険証の廃止**  
(再発行含む、新たな健康保険証は発行されません。)

令和6年12月2日までに  
国民健康保険または  
後期高齢者医療制度に  
加入手続きをされた方

お手元にある紙の保険証は  
記載されている有効期限まで  
お使いいただけます。  
(最長令和7年7月31日)

**年次更新**  
「資格確認書」または  
「資格情報のお知らせ」の  
いずれかを送付します。

令和6年12月2日以降に  
国民健康保険または  
後期高齢者医療制度に  
加入手続きをされた方

「資格確認書」または  
「資格情報のお知らせ」の  
いずれかを発行します。



詳細は別途お知らせします！／

**マイナンバーカード新規発行の出張受付開始予定！**



**マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、利用申し込みが必要です。**

マイナンバーカードと暗証番号（数字4桁）をご用意の上、以下でお手続きください。

- マイナポータル（スマートフォンやPC）
- セブン銀行ATM
- 医療機関窓口
- 役場住民課窓口

### 健康保険証として利用するメリット



#### より良い医療を受けられる！

医師等からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

#### 窓口で限度額以上の支払いが不要に！

ご自身で高額な医療費を一時的に自己負担したり、役場で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。

#### 確定申告の医療費控除がカンタンに！

マイナポータルから記録が参照できるため、領収証を保管する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。

#### 就職・転職・引越後も健康保険証として使える！

新しい健康保険証の発行を待たずに、医療機関・薬局で利用できます。



## よくあるお問い合わせ

**Q** マイナ保険証は必ず取得しなければなりませんか？

**A** マイナンバーカードの取得や、保険証の利用登録は、個人の任意判断であり強制ではありません。

**Q** 病院でマイナ保険証を使ったら、資格の確認ができないと言われた

**A** 下記のような原因が考えられます。  
なお、資格確認ができない場合は、  
(1)「健康保険証（有効期限内）」または  
(2)「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を病院窓口で提示してください。

- ・ 資格変更の手続きをしてから、病院で資格を確認できるようになるまで最短でも数日かかるため。
- ・ 以前加入していた健康保険の喪失手続きが完了していないため。
- ・ マイナンバーカードや電子証明書の有効期限が切れている等で使用できないため。
- ・ カードリーダー等、機器の故障のため。

**Q** マイナンバーを他人に見られても大丈夫ですか？

**A** マイナンバーを他人に見られたとしても、マイナンバーだけでは手続きができないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。

**Q** 転出入や社会保険から離脱した時は、何か手続きが必要ですか？

**A** 転出入や社会保険から離脱した等、保険者が変更となる場合は、それぞれの保険者で離脱・加入の手続きがこれまでどおり必要となります。手続きの後、資格情報は自動的に更新されますので、マイナ保険証はそのままご利用いただけます。

**Q** マイナ保険証の利用登録が済んでいるかを確認するには？

**A** マイナポータルの「ホーム」→「証明書」→「健康保険証」から確認できます。

**Q** 保険者での手続きの後、マイナ保険証の情報はすぐに更新されますか？

**A** 保険者での加入手続き後、資格情報の反映まで最短でも数日かかります。加入手続きの際、資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」を交付しますので、マイナ保険証と一緒に医療機関等へ提示することで受診することができます。なお、資格情報のお知らせだけでは医療機関等での受診はできません。

また、旧保険者での資格喪失の処理が完了していない場合、現保険者の情報が更新されないことがあります。

**Q** マイナンバーカードの中に保険証の情報が入っているのですか？

**A** マイナンバーカードの中には資格情報等は保存されてません。マイナ保険証を医療機関等にあるカードリーダーに読み込ませることで、オンライン資格確認により有効な資格情報を確認します。

**Q** マイナンバーカードを紛失しました。再交付されるまでどうすればいいですか？

**A** マイナンバーカードが再交付されるまでの間、資格確認書の交付申請を保険者に行ってください。資格確認書を交付しますので、そちらを使用して受診してください。

**Q** オンライン資格確認で有効な資格情報が確認できない場合、医療機関等で受診することはできませんか？

**A** オンライン資格確認で有効な資格情報が確認できない場合であっても、以下の方法により医療機関で受診することができます。

お問い合わせ先

愛荘町役場 住民課 電話：0749-42-7692

## ●議案第 6 1 号

### 愛荘町少年センター設置条例の一部を改正する理由

庁舎統合により、令和 6 年 9 月 1 7 日から愛荘町少年センター事務所を本庁舎に移転したことに伴い、所要の改正を行うもの。

### 愛荘町少年センター設置条例の一部を改正する要旨

第 3 条中「滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 8 2 5 番地」を「滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 7 2 番地」に改める。

### 施行期日

公布の日

愛荘町少年センター設置条例(令和5年愛荘町条例第21号)新旧対照表

| 現行                                                                                                           | 改正後（案）                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（名称および位置）</p> <p>第3条 少年センターの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 愛荘町少年センター</p> <p>位置 <u>滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地</u></p> | <p>（名称および位置）</p> <p>第3条 少年センターの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 愛荘町少年センター</p> <p>位置 <u>滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地</u></p> |

●議案第62号

令和6年度 愛荘町給食センター厨房機器更新工事の契約締結について

- |           |                              |                     |  |
|-----------|------------------------------|---------------------|--|
| 1. 工事名    | 令和6年度 愛荘町給食センター厨房機器更新工事      |                     |  |
| 2. 工事概要   | 愛荘町給食センター厨房機器にかかる更新工事 一式     |                     |  |
| 3. 当初契約金額 | 533,500,000円(消費税48,500,000円) |                     |  |
| 4. 工期     | 令和6年9月26日～令和9年9月10日          |                     |  |
| 5. 契約の相手方 | 住 所                          | 京都府京都市伏見区竹田田中宮町15番地 |  |
|           | 氏 名                          | 株式会社 中西製作所 京都営業所    |  |
|           |                              | 所長 葛山 智之            |  |

## 見積結果表

## 随意契約(公募型プロポーザル)

[illegible]